

□ 金融再生法債権区分に基づく保全状況

平成30年9月末

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成30年3月末	374	94	93	186	374
	平成30年9月末	361	78	111	171	361
危 険 債 権	平成30年3月末	454	145	166	83	396
	平成30年9月末	417	132	160	66	359
要 管 理 債 権	平成30年3月末	46	15	—	0	15
	平成30年9月末	43	14	—	—	14
小 計	平成30年3月末	874	255	260	270	786
	平成30年9月末	821	225	272	237	735
正 常 債 権	平成30年3月末	40,214				
	平成30年9月末	39,445				
合 計	平成30年3月末	41,089				
	平成30年9月末	40,267				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条にもとづき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当JAは同法の対象となっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

- ① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
- ② 危険債権とは、経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権をいいます。
- ③ 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権をいいます。
- ④ 正常債権とは、上記以外の債権をいいます。